

令和 7 年第 1 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

議案第 1 0 号	令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 0 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 6 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 6 年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 6 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 7 年度対馬市一般会計予算	別冊
議案第 1 5 号	令和 7 年度対馬市診療所特別会計予算	別冊
議案第 1 6 号	令和 7 年度対馬市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 1 7 号	令和 7 年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 1 8 号	令和 7 年度対馬市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 1 9 号	令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算	別冊
議案第 2 0 号	令和 7 年度対馬市水道事業会計予算	別冊
議案第 2 1 号	令和 7 年度対馬市漁業集落排水事業会計予算	別冊
議案第 2 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	5
議案第 2 3 号	対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	9
議案第 2 4 号	対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1 1
議案第 2 5 号	対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の一部を改正する条例	1 3
議案第 2 6 号	対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例	1 5
議案第 2 7 号	対馬市体育施設条例の一部を改正する条例	1 7
議案第 2 8 号	対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	1 9
議案第 2 9 号	対馬市港湾施設管理条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 3 0 号	対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例	2 3
議案第 3 1 号	対馬市猪鹿加工処理施設条例を廃止する条例	2 5
議案第 3 2 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について	2 7
同意第 1 号	対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 9

同意第 2 号	対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	3 1
同意第 3 号	対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	3 3
同意第 4 号	対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	3 5
同意第 5 号	対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	3 7
同意第 6 号	対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	3 9

議案第 2 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 6 条並びに第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(対馬市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 対馬市職員の給与に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 3 号及び第 4 号、第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

(対馬市イノシシの所持又は持込みの禁止等に関する条例の一部改正)

第 4 条 対馬市イノシシの所持又は持込みの禁止等に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 1 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 5 条 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

(対馬市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 6 条 対馬市個人情報保護法施行条例(令和 5 年対馬市条例第 1 3 号)

の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「対馬市個人情報保護審査委員会」を「対馬市個人情報保護審査会」に改める。

第9条並びに附則第3条第3項、第4項及び第10項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(対馬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 対馬市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年対馬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁

錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（対馬市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 10 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の対馬市職員の給与に関する条例第 29 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 23 号

対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
対馬市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「310,000 円」を「370,893 円」に、「33
2,143 円」を「381,965 円」に、「359,822 円」を「
393,036 円」に、「365,358 円」を「398,572 円」
に改める。

附 則

この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 2 4 号

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年対馬市条例第 2 1 号）を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「同条第 2 項」を「前 2 項」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者の情報であって規則で定めるもの
------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 25 号

対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の一部を改正する条例

対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例（平成 20 年対馬市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

対馬市収入印紙購買基金条例

本則中「印紙等」を「印紙」に改める。

第 1 条中「収入印紙及び長崎県収入証紙」を「収入印紙」に、「対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金」を「対馬市収入印紙購買基金」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 26 号

対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

対馬市学校給食共同調理場条例（平成 16 年対馬市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表豆酛学校給食共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 27 号

対馬市体育施設条例の一部を改正する条例

対馬市体育施設条例（平成 16 年対馬市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 対馬市阿連体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 28 号

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成 26 年対馬市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え
る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 29 号

対馬市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

対馬市港湾施設管理条例（平成 20 年対馬市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

仁位港湾都市再開発用地	対馬市豊玉町仁位 2089 番地 26 ほか
-------------	------------------------

別表その 1 の表に次のように加える。

都市再開発用地	多目的用地	1 平方メートル	15 日まで、1 日につき	1.5 円	
		1 平方メートル	16 日以上、1 日につき	2 円	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の対馬市港湾施設管理条例の規定は、令和 6 年 12 月 20 日から適用する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 0 号

対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 1 号

対馬市猪鹿加工処理施設条例を廃止する条例

対馬市猪鹿加工処理施設条例（平成 2 8 年対馬市条例第 3 0 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 2 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市豊玉町仁位辺地
（辺地の人口 961 人 面積 10.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町仁位
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町仁位1295番地1
- ③辺 地 度 点 数 237 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○学校給食施設

本運搬車は、平成5年に購入したもので、購入から30年以上が経過し、経年劣化による故障が頻発しているが、交換部品が製造されておらず、対応が困難な状況にあるため、新たに運搬車を購入し、給食配送の円滑化を図る。

○診療施設

現在の除細動器は、購入から約10年経過しており、故障した際に修理できない可能性がある。当機器は、心房細動等の治療に用いる救急医療機器として緊急時に備えて常設しておく必要があるため、今回更新するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 区分 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
学校給食施設	市	9,240	0	9,240	9,200
診療施設	市	<u>1,628</u> (0)	<u>592</u> (0)	<u>1,036</u> (0)	<u>1,000</u> (0)
合計		<u>10,868</u> (9,240)	<u>592</u> (0)	<u>10,276</u> (9,240)	<u>10,200</u> (9,200)

※（ ）書きは変更前の金額

同意第 1 号

対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

対馬市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 住 所 | 対馬市厳原町 |
| 2 | 氏 名 | <small>なかしま</small> 中島 <small>てつや</small> 徹也 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 34 年 12 月 1 日 |

同意第 2 号

対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

対馬市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市美津島町 |
| 2 | 氏 名 | <small>ながせ</small>
永瀬 <small>かつや</small>
勝也 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 30 年 7 月 12 日 |

同意第 3 号

対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

対馬市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|----------------------------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市豊玉町 |
| 2 | 氏 名 | <small>は だ ひろとし</small>
波田 博利 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 24 年 12 月 15 日 |

同意第 4 号

対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

対馬市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市峰町 |
| 2 | 氏 名 | <small>ながどめ</small> 永留 <small>あきひろ</small> 秋廣 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 27 年 7 月 18 日 |

同意第 5 号

対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

対馬市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市上対馬町 |
| 2 | 氏 名 | <small>こんどう</small>
近藤 <small>よしのり</small>
義則 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 27 年 8 月 20 日 |

同意第 6 号

対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

対馬市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市上県町 |
| 2 | 氏 名 | <small>あ び る たもつ</small>
阿比留 保 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 32 年 4 月 10 日 |